

平成22年3月2日

新規学校卒業者の採用に関する要請について

平成22年3月2日、高井文部科学大臣政務官・山井厚生労働大臣政務官・高橋経済産業大臣政務官の連名で、中小企業団体に対し、新規学校卒業者の採用に関して、加盟企業に周知徹底を図るよう要請を行いました。

1. 現下の我が国の景気は持ち直してきていますが、自律性が乏しく、失業率が高水準であるだけでなく、平成22年3月卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境に関しても、依然として厳しい状況にあり、就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼることが懸念されます。
2. 多数の方が、就職未決定のまま卒業を迎えると、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を惹起しかねません。
3. このため、昨年12月22日には、245の経済団体等に対して新規学校卒業者の採用に関する要請を行いました。本日、特に中小企業団体の傘下団体及び事業主への周知を図るため、改めて、高井文部科学大臣政務官・山井厚生労働大臣政務官・高橋経済産業大臣政務官の連名で、中小企業団体（日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会）に対して、新規学校卒業者の採用に努めていただくとともに、加盟企業に周知徹底を図るよう要請を行いました。
4. 経済産業省としても、引き続き関係省庁と連携し、新規学校卒業者の就職支援に努めてまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業政策局産業人材政策室長 新川 達也

担当者：小田切、北島

電話：03-3501-1511 (内線 2671)

03-3501-2259 (直通)

平成 22 年 3 月 2 日

新規学校卒業者の採用に関する要請書

現下の我が国の景気は持ち直してきていますが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、昨年 10 月 23 日には、「緊急雇用対策」をとりまとめ、同年 12 月 8 日には、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめたところです。また、同年 12 月 22 日には、貴団体を含む 245 の経済団体等に対して、新規学校卒業者の採用に関して、要請を行いました。

しかしながら、平成 22 年 3 月卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境は、依然として厳しい状況にあり、就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼることが懸念されます。

政府としても、大学等の「就職相談員」の配置促進やキャリアガイダンスの推進、体験雇用を通じて正社員への移行を目指す「新卒者体験雇用事業」の創設、未就職卒業者向けの職業訓練コースの新たな設置及び訓練・生活支援給付の拡充を行うとともに、新卒者就職応援プロジェクトの推進や採用意欲のある中小企業等の掘り起こしにより、関係機関が連携して新規学校卒業者の就職支援体制の強化に取り組んでいるところです。こうしたことにより、1 人でも多くの新規学校卒業者の就職が実現するように努めてまいり所存です。

産業界の皆さまにおかれましても、非常に厳しい経済情勢の中ではありますが、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組を御活用いただき、再度、新規学校卒業者のための採用の拡大に向けた努力をお願いいたします。

貴団体におかれましては、私どもの要請に、何卒、深い御理解を賜り、傘下
団体及び事業主の皆さまにこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い
申し上げます。